

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県岐阜市藪田南一丁目5番1号

氏 名 北村組有限会社
代表取締役 北村 友秀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 6年 6月24日

許可の有効年月日 令和11年 4月14日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、ゴムくず

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、銹さい、動物のふん尿、ばいじん

以上 10種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

岐阜県羽島市竹鼻町駒塚字三番地761番1

(2) 保管面積

26.76m²

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上 7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(4) 保管上限

34.55m³

(5) 高さ

1.75m

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成21年	4月15日	産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成23年	8月3日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成26年	4月15日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成29年	11月24日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
令和元年	5月9日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和2年	10月9日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和3年	4月13日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和4年	7月7日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
令和6年	2月27日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和6年	4月15日	産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和6年	6月24日	産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
令和6年	11月26日	産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無